



発行所 長崎県大村市250番地 大村市役所印刷所 印刷部 印刷 五部 定価 一部五円

市県民税と保険税の徴税令書をお届けします

安くなった所得割

昭和三十五年市県民税徴税令書を七月十一日から町務連絡委員を通じて皆様にお届けします。納期は、扶養控除が一人につき百円引き上げられたため、扶養親族一人につき、百円安くなっております。納期は、四期(年納額五百円以下は一期)に分かれていますので、各納期限まで必ず納付してください。第一期は七月十五日から同月三十一日まで

市県民税の計算例

総所得金額 250,000円 扶養親族 3人の場合
250,000円 - 90,000円 = 160,000円 (課税総所得金額)
160,000円 × 3% = 4,800円 (税率) - 500円 (税率控除) - 1,500円 (扶養控除) = 2,800円 (市)所得割額
2,800円 + 400円 = 3,200円 (市)所得割額 + (均等割額) = (市県民税額)
2,800円 × 20% = 560円 (市)所得割額 × (県民税率) = (県)所得割額
560円 + 100円 = 660円 (県)所得割額 + (均等割額) = (県民税額)
3,200円 + 660円 = 3,860円 (市県民税額) + (県民税額) = (市県民税額)
3,860円 ÷ 4 = 965円 (期別) (第1期分) (第2期~第4期)

保険税 税率の算出方法

保険税課税総額 × 50% + 課税総所得金額
(26,240,000) + (353,225,700) = 13,120,000 + 353,225,700 = 37 / 1,000 所得割税率
(保険税課税総額 × 35%) ÷ 被保険者数
(26,240,000 × 35%) ÷ (29,583) = 9,184,000 ÷ 29,583 = 310円 均等割の税額
(保険税課税総額 × 15%) ÷ 被保険者世帯数
(26,240,000 × 15%) ÷ (6,353) = 3,936,000 ÷ 6,353 = 620円 平等割の税額

計算例
① 総所得金額 165,100円 課税総所得金額 75,100円
世帯員5人で4.5.6月毎月300円の仮決定賦課の場合
(イ) 所得割 75,100 × 37 / 1,000 = 2,770
(ロ) 均等割額 310 × 5人 = 1,550
(ハ) 平等割額 = 620
(ニ) 計 (イ)+(ロ)+(ハ) = 4,940 年税額

(ホ) 既賦課税額 (4.5.6月) 月額 300 × 3 = 900
(ヘ) 差引賦課税 (3月~7月) 4,940 - 900 = 4,040 (イ) + (ロ) + (ハ) + (7月~3月) 9 = 4,049 (イ) + (ロ) + (ハ) = 4,940 (イ) + (ロ) + (ハ) = 4,940 (イ) + (ロ) + (ハ) = 4,940

② 課税総所得金額が世帯主および世帯員の被保険者にある場合 (世帯主193,500円長男32,200円その他の世帯員6人計8人で4.5.6月毎月950円の仮決定賦課の場合)
(イ) 所得割額 世帯主 193,500 × 37 / 1,000 = 7,150 長男 32,200 × 37 / 1,000 = 1,190
(ロ) 均等割額 310 × 8人 = 2,480
(ハ) 平等割額 = 620
(ニ) 計 (イ)+(ロ)+(ハ) = 11,440 年税額
(ホ) 既賦課税額 4.5.6月 950 × 3 = 2,850
(ヘ) 差引賦課税 (7月~3月) 11,440 - 2,850 = 8,590 (イ) + (ロ) + (ハ) = 11,440 (イ) + (ロ) + (ハ) = 11,440 (イ) + (ロ) + (ハ) = 11,440

令書は一年分を一緒に

賦課方法は昨年と同じ
昭和三十五年汚したり、紛失しないように度保険税の確定額が決定しました。本年度の賦課方法は、昨年度と同様です。ご承知と申しますが、具体的に説明します。昭和三十五年汚したり、紛失しないように度保険税の確定額が決定しました。本年度の賦課方法は、昨年度と同様です。ご承知と申しますが、具体的に説明します。昭和三十五年汚したり、紛失しないように度保険税の確定額が決定しました。本年度の賦課方法は、昨年度と同様です。ご承知と申しますが、具体的に説明します。

お知らせ板

小児マヒワクチンの申込18日まで
小児マヒのワクチンをおつせんしますので、希望のかたは七月十八日午前中までに保険衛生課に代金を添えて申込んでください。代金は二回分九百円で接種は九月中旬の予定です。(保険衛生課)

一期分の未納ゴミ手数料に督促
昭和三十五年度汚物(ゴミ)搬出手数料第一期分(四月~六月)は去る六月二十五日(納期限)となり、おりましたがまだ納付してない方に対して七月十六日付で督促状を発送する予定です。したがって督促状を発送しますと一通につき二十円の督促料を徴収することになりますので、未納のかたは早目に納入してください。

カエル捕獲に協力ください
グリゲン理化学研究所(大村市武部郷)では、カエルを集めていますので、一般市民に協力方を呼びかけています。このカエルは米国から、県に依頼があったものを同研究所が委託されているもの

海外収集 貿易見本展
△佐世保市産業館、七月十八日(場所)長崎市および佐世保市
△展示見本 厨房用品、陶磁器、織物、玩具、軽電器具、雑貨プラスチック製品等
△入場料は無料 (商工水産課)

技能検定試験
長崎県では昭和三十五年の第一級および第二級技能検定試験を七月の下旬に行ないます。この試験は労働者の技能と地位の向上をはかるために、国が労働者の技能程度を測定して、これを公に証明しようとするもので、職業訓練法に基づき実施されます。
訂正 本紙前号で午前十一時一十分の快速列車が普通列車に変わったお知らせしましたが、誤りでしたから訂正します。
り均等割額(年額)となり、四百三十三万五千円)の九〇%以内(法律の規定による)となつておりますので、本市の場合七六% (二千六百二十四万円)を課税総額に決めました。
三、世帯別平等割(一世帯につき年額六百二十円) 税率算出の基礎 昭和三十五年度保険税率の算出基礎とその方法は、つきのとおりです。
所得割の税率は、保険税の課税総額の五〇%を被保険者全部の課税総所得金額の合計額で除した数が税率となります。〔保険税の課税総額とは大村市の場合、昭和三十五年度中に市から戻った数(三百十円)が一人当たり均等割額(年額)となり、平等割の税額(保険税課税総額(二千六百二十四万円)の五〇%を本年四月一日現在の被保険者世帯数(六千三百五十三世帯)で除した数(六百二十円)が一世帯当たり平等割(年額)となります。つきに個々の計算例をお知らせします。
なお、表に課税総所得金額とあるのは被保険者世帯の所得額から基礎控除額九万円を差引いた金額です。それでその世帯の所得額が九万円以下の場合(被保険者の世帯員数で異なり)となり、(税務課)

